一般社団法人 全国消防機器販売業協会（略称:全消販）のご紹介

1.沿革

昭和56年2月、自治省消防庁の全面的なバックアップのもと、19名の設立準備委員による「全国消防機器販売業者協会」（仮称）設立への呼びかけが、現在の『社団法人全国消防機器販売業協会』のルーツです。

3月には、消防法第1条の精神の基に全国の消防機器等の販売に携わる優良事業者168名が「全国消防機器販売業者協会設立発起人会」を設立し、6月に個人会員の集まりの任意団体として「全国消防機器販売業者協会」通称「全消協」が設立されました。

同年6月の総会において、法人化実現のための企画委員会を発足し、公益法人として昭和61年7月1日付、消防許第262号の設立許可によって、現在の『社団法人全国消防機器販売業協会』略称「全消販」が設立誕生しました。

平成24年4月1日付　一般社団法人 全国消防機器販売業協会の法人格に移行しました。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等の関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第21項の規定

2.事業と目的

◆目　的

この法人は、消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者の資質の向上と、業務の進歩、改善を促進し、流通機構の正常化を図るとともに、消防・防災の用に供する機器・設備等の安全性、使用状況等に関する調査研究を行い、その向上を目指すことにより、国民の火災等の災害による被害を軽減し、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

◆事　業

この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）防火・防災意識向上のための啓発及び普及
（2）消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者の資質の向上及び業務改善指導
（3）消防・防災の用に供する機器・設備等に関する調査、研究及び指導、助言
（4）消防・防災関係官庁及び関係団体との連絡・協調、並びに情報の収集及び提供
（5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3.入会及び会員

入会は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認により入会し、会員となります。

◆種　別

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（1）正会員　消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者で、この法人の目的に賛同し、入会した個人又は法人
（2）賛助会員　この法人の事業を援助する目的で入会した個人又は法人
（3）名誉会員　この法人に特に功労のあった個人又は法人

◆現在の会員数

218の企業、団体。（平成29年5月15日現在）

■会員名簿（平成29年5月15日現在）

【第1ブロック】　（北海道地区）ブロック長　下出　元明

県　名	会　員　名	電　話
北　海　道	北興通信株式会社	0138−47−7030
	アンスル株式会社	011−221−4710
	北海道消防機材株式会社	011−611−1551
	株式会社ヤマト防災サービスセンター	011−251−3441
	株式会社ヤシマ保全	011−551−2580
	株式会社トーア設備防災	011−723−7585
	株式会社富士防災システム	011−781−3255
	システムサービス株式会社	011−811−2223
	株式会社アサヒ	0166−51−9106
	中央防災システム株式会社	0154−42−1611
	株式会社ヤマト商会	0155−22−2128
	中央防災株式会社	0157−36−1666
	第一防災株式会社	0157−66−4845
	三和防災株式会社	0138−50−8495

【第2ブロック】　（東北地区）ブロック長　道畑　仁志

県　名	会　員　名	電　話
福　島	援護化学株式会社	024−932−0440
	株式会社ホシノ	0242−26−5600
宮　城	中央理化工業株式会社仙台営業所	022−223−4844
	株式会社古川ポンプ製作所	0229−22−0396
	株式会社大崎防災	022−346−0488
山　形	山形ニッタン株式会社	023−623−3774
秋　田	株式会社高義商会	0183−42−2125

【第2ブロック】　（関東地区）ブロック長　道畑　仁志

県　名	会　員　名	電　話
東　京	株式会社渡辺武商店	03−3862−6066
	齋田産業株式会社	03−3291−4141
	シノハラ防災株式会社	03−3252−7547
	株式会社ボネックス	03−5213−9119
	帝商株式会社	03−5209−5301
	株式会社不二興産	03−3668−0788
	株式会社消防科学研究所	03−3665−0451
	共成株式会社	03−3552−2031
	ACTヨコイ株式会社	03−6280−5718
	船山株式会社東京本店	03−3532−3601
	株式会社大野商店	03−3442−8588
	株式会社協友防災工業	03−3789−0191
	株式会社ニッショウ	03−3632−3420
	トーヨー消火器工業株式会社	03−3646−7227
	前出工機株式会社	03−3449−1581
	株式会社イチボウ	03−3779−9731
	有明産業株式会社	03−3375−6451
	桜ホース株式会社	03−3465−7414
	株式会社プロサス	03−5272−9876

県　名	会　員　名	電　話
東　京	中央理化工業株式会社	03−3946−7411
	中央消防機工株式会社	03−3946−7641
	浦野工業株式会社	03−3988−4811
	安全装備株式会社	03−3956−3492
	株式会社福永商会	03−3832−6881
	ユージーメンテナンス株式会社	03−3827−0211
	株式会社利幸	03−3863−0981
	株式会社イワナガ	03−3841−8974
	株式会社スエヒロ	03−3606−0119
	有限会社出口消火器	03−3881−7063
	有限会社エノモト商工	03−3850−2598
	吉田防災工事株式会社	03−3883−3058
	株式会社新和防災	03−3846−7363
	株式会社エクセル設備	03−3958−0018
	旭防災設備株式会社	03−3412−0911
	株式会社ニチボウ	03−3444−6241
	株式会社防災サービスセンター	03−5482−0711
	株式会社ヨシダ防災設備	03−3697−1692
	渡辺防災株式会社	042−482−8598
	株式会社千代田防災	042−394−7846
	株式会社消防弘済会	042−523−3337
	株式会社カナメ商事	042−471−2479
	セントラル防災株式会社	042−475−8125
	株式会社多摩ニッタンサービス	042−631−1720
栃　木	中央理化工業株式会社栃木営業所	0285−84−6771
埼　玉	株式会社サイボウ	048−687−3131
	東京ユージー防災株式会社	048−873−4288
	藤岡防災設備株式会社	048−853−0080
	東洋防災株式会社	04−2954−4561
	トーアン株式会社	048−477−8181
	脇防災株式会社	048−786−1038
	株式会社ナショナル消防化学	048−526−0119
千　葉	株式会社清水商会	043−266−6131
	株式会社佐倉防災	043−484−2326
神　奈　川	双信消防設備株式会社	045−321−1884
	株式会社渡辺プロテック	045−433−2011
	共栄防災設備株式会社	045−434−1123
	株式会社栄広プロビジョン	045−312−3883
	株式会社シーエスワン	045−640−6262
	ニッショウ機器株式会社	045−662−4721
	平山防災設備株式会社	045−953−2727
	株式会社アトラス	044−740−1212
	晃洋商事株式会社	044−333−3063
	株式会社渡辺武商店湘南支店	0466−87−8911
	株式会社新和防災	0463−81−7358
	株式会社河本総合防災	042−752−6121
茨　城	北関東防災工業株式会社	0294−37−0927

【第2ブロック】　（甲信越地区）ブロック長　道畑　仁志

県　名	会　員　名	電　話
山　梨	有限会社山梨防災商事	0552−35−8569
新　潟	高坂防災株式会社	025−524−6175
	株式会社米峰	0257−24−6140
	株式会社イズミ総業	0257−24−4817
	有限会社オサカベ	0254−22−3337

【第3ブロック】　（東海地区）ブロック長　鈴木　明彦

県　名	会　員　名	電　話
静　岡	株式会社日本防火研究所	053−461−1373
愛　知	東海消防設備株式会社	0532−48−5611
	浜島防災システム株式会社	0533−85−4332
	小桜興産株式会社	0564−23−5143
	株式会社ベルテック	0564−22−2135
	株式会社近藤商会	0566−36−2089
	三栄工業株式会社	052−571−0053
	東報防災工業株式会社	052−412−0125
	有限会社大栄産業	052−411−6021
	ニュー商事株式会社	052−681−2546
	大洋商事株式会社	052−831−2235
	有限会社 林防災	052−353−8231
	有限会社菱和防災	052−752−3961
	三矢防災株式会社	0562−93−7161
	株式会社セルス	0568−34−0119
	内外物産株式会社	0586−76−1481
	株式会社ファイテック	0587−95−1119
	内外ガード株式会社	0565−32−1181
	有限会社丸喜防災設備	0569−23−2205
岐　阜	株式会社ウスイ消防	058−262−2106
	技研株式会社	058−232−3662
	アンシンク株式会社	058−294−8896
	株式会社富士	058−274−8182
	丸新消防株式会社	0577−32−1879
三　重	矢野防災設備株式会社	059−352−6111
	サン・インターナショナル株式会社	059−351−3443
	鈴鹿防災株式会社	0593−95−3600
	株式会社山口商会	059−226−4885

【第4ブロック】　（近畿地区）ブロック長　拝師　知行

県　名	会　員　名	電　話
大　阪	テクノ・テクノス株式会社	06−6365−0666
	キンパイ商事株式会社	06−6396−6451
	上田消防建設株式会社	06−6352−0811
	YSB株式会社	06−6976−7731
	ヤマト防災興業有限会社	06−6976−2343
	和泉防災株式会社	06−6533−3566
	株式会社立売堀製作所	06−6538−1238
	株式会社赤尾	06−6532−4131
	タイホ防災工業株式会社	06−6693−4161
	ネオテック株式会社	06−6943−9620
	株式会社マトイ	06−6752−7100
	大東防災電設株式会社	06−6911−1391
	株式会社ダイリン	06−6849−1600
	木内ポンプ株式会社	0726−22−2551
	株式会社入谷商会	072−687−4850
	株式会社宮本消防設備商会	06−6908−3738
	株式会社羽藤防災	072−860−7364
	山本商事株式会社	06−6723−7171
	冨士産業株式会社	072−966−3451
	ロイヤル産業	06−6787−3599
	株式会社タケシン防災	06−6932−6061
	関西ホーチキエンジニアリング株式会社	06−6232−8801
	株式会社サイガ	072−948−8575
	株式会社セフテック	072−948−9660
	真弓興業株式会社	072−221−8188
	株式会社アスボウ防災サポート	072−272−8777
	株式会社和田設備工業	072−273−3808
	株式会社消防社	072−276−0400
	日本防災株式会社	072−828−8685
京　都	株式会社ヤマト商会	075−343−0681
	有限会社平井式ポンプ工業	075−311−7773
	オカニワ株式会社	075−721−0261
	株式会社大同	075−311−7108
	日本防火産業株式会社	075−314−0119
	大槻ポンプ工業株式会社	0773−42−0681
滋　賀	株式会社大森商会	0748−66−1166
兵　庫	株式会社アタイム	078−652−7610
	有限会社平和防災	079−559−4563
	株式会社ゼネラル商会	06−6429−0597
	株式会社防災サービス	06−6422−2935
	浜田防災設備	072−779−4528
	株式会社山本総合防災	072−781−4474
	株式会社藤井ポンプ製作所	079−225−2376
和　歌　山	三友防災有限会社	073−423−6231
	株式会社マルヤマ三紀商会	073−431−4093

【第5ブロック】　（中国地区）ブロック長　永井　健三

県　名	会　員　名	電　話
鳥　取	松谷ポンプ株式会社	0857−28−5555
	株式会社吉谷機械製作所	0857−23−2211
広　島	株式会社城田製作所	082−263−6612
	株式会社プロテック	084−943−6444
	株式会社ハツタ広島	082−278−3777

【第5ブロック】　（四国地区）ブロック長　永井　健三

県　名	会　員　名	電　話
香　川	株式会社福島商会	087−843−8500
徳　島	徳島ポンプ株式会社	088−622−2510
	徳島防災株式会社	088−623−1731
愛　媛	株式会社四国消防	089−934−4800

【第6ブロック】　（九州・沖縄地区）ブロック長　倉重　信一

県　名	会　員　名	電　話
福　岡	株式会社ヤナセファイテック	092−471−1381
	株式会社福岡トーハツ	092−531−4960
	愛知ポンプ工業株式会社	092−781−4928
	ユージー・防災設備株式会社	092−522−6335
	株式会社グリーン防災設備	092−591−3350
	株式会社倉重ポンプ商会	0942−33−0551
長　崎	株式会社フジオカ	095−813−8080
	ヤナセ産業株式会社	095−818−0121
熊　本	株式会社九州消防設備	096−356−1199
	株式会社末吉商会	096−362−2395
	有限会社タナカ消防設備	096−338−3249
	三輝物産株式会社	096−362−6221
	野々村ポンプ株式会社	096−382−1990
大　分	新日本消防設備株式会社	097−538−2010
	株式会社消防防災	097−536−5382
宮　崎	株式会社ヤマトボーデン	0986−22−0640
	中村消防防災株式会社	0985−24−3722
	九州消防株式会社	0985−39−8008
鹿　児　島	鹿児島森田ポンプ株式会社	099−226−3383
沖　縄	株式会社オカノ	098−867−1626

賛 助 会 員

一般社団法人日本火災報知機工業会	03−3831−4318
一般社団法人日本消火器工業会	03−3866−6258
一般社団法人日本消火装置工業会	03−5404−2181
一般社団法人日本消防放水器具工業会	03−3591−0657
一般社団法人日本消防ホース工業会	03−3245−1777
一般社団法人全国避難設備工業会	03−3591−0655
一般社団法人全国非常用発電機等保安協会	03−3248−0881
公益財団法人 日本防炎協会	03−3246−1661
能美防災株式会社	03−3265−0211
ヤマトプロテック株式会社	03−3446−7151
株式会社セフ	049−256−8240
マルヤマエクセル株式会社	03−5600−9821
日本ドライケミカル株式会社	03−3599−9500
ホーチキ株式会社	03−3444−4111
株式会社モリタユージー	03−3798−5330
ニッタン株式会社	03−5333−7040
モリタ宮田工業株式会社	03−6699−1109
ジーエムいちはら工業株式会社	0289−64−1511
エム・テー工業株式会社	055−997−3455
株式会社初田製作所	072−856−1281
日本防災設備協同組合	03−3813−9650
株式会社消火器リサイクル推進センター	03−5829−6773
泰和電気工業株式会社	03−3432−2521
文化シヤッター株式会社	03−5844−7200

第1章　　総　則

（名称）

第1条　　この法人は、一般社団法人全国消防機器販売業協会と称する。

（事務所）

第2条　　この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条　　この法人は、消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者の資質の向上と、業務の進歩、改善を促進し、流通機構の正常化を図るとともに、消防・防災の用に供する機器・設備等の安全性、使用状況等に関する調査研究を行い、その向上を目指すことにより、国民の火災等の災害による被害を軽減し、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）防火・防災意識向上のための啓発及び普及

（2）消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者の資質の向上及び業務改善指導

（3）消防・防災の用に供する機器・設備等に関する調査、研究及び指導、助言

（4）消防・防災関係官庁及び関係団体との連絡・協調、並びに情報の収集及び提供

（5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章　　会　員

（種別）

第5条　　この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（1）　正会員　　消防・防災の用に供する機器・設備等の販売、施工、点検等を営む者で、この法人の目的に賛同し、入会した個人又は法人

（2）賛助会員　　この法人の事業を援助する目的で入会した個人又は法人

（3）名誉会員　　この法人に特に功労のあった個人又は法人

（入会）

第6条　　会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第7条　　会費は、理事会において別に定めるところにより、正会員にあっては入会金及び会費を、賛助会員にあっては会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

2　会費は、会員となった日にかかわらず、前項に定める額とする。

3　特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

4　会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

5　会員が退会後又は除名後においても、その会員の未納会費等又は法人に与えた損害に対して、それを請求し又は賠償を要求するものとする。

（資格の喪失）

第8条　　会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

（1）　退会したとき

（2）　成年被後見人又は被保佐人、被補助人となったとき

（3）　個人会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき

（4）　総正会員が同意したとき

（5）　除名されたとき

（任意退会）

第9条　　会員が退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2　　また、2年以上会費を滞納した会員は、退会届を理事長に提出して、任意退会とすることができる。

（除名）

第10条　　会員が次の各号の一に該当するときは、総会において除名することができる。この場合その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

（2）　会員としての業務に違反したとき

（3）　会費を2年以上滞納したとき

第3章　　総　会

（構成）

第11条　　この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、すべての正会員をもって構成する。

2　　前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3　　賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

（権限）

第12条　　総会は、次の事項について決議する。

（1）　会員の除名

（2）　理事及び監事の選任又は解任

（3）　事業計画及び計算書類等の承認

（4）　定款の変更

（5）　解散及び残余財産の処分

（6）　その他この法人の運営に関する重要な事項

（開催）

第13条　　定時総会は、毎事業年度5月に開催する。

2　　臨時総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

（2）　総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面により招集の請求があったとき

（招集）

第14条　　総会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なく とも7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第15条　　総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

（定足数）

第16条　　総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第17条　　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（1）会員の除名
（2）監事の解任
（3）長期借入金
（4）定款の変更
（5）解散
（6）その他法令で定められた事項

（書面表決等）

第18条　　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2　前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第19条　　総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所
（2）正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
（3）審議事項及び決議事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

第4章　　役員等

（役員）

第20条　　この法人に、次の役員を置く。

理 事　15名以上25名以内

監 事　3名以内

2　理事及び監事は、定時総会の決議によって選任する。

3　定時総会の決議によって選任された正会員たる理事の中から理事長1名と、定時総会の決議によって選任された理事の中から副理事長5名以内及び常務理事3名以内を理事会の決議により定める。

4　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6　理事のうち理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員の任期）

第21条　　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、前条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の職務）

第22条　　理事長は、この法人の代表理事として業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐する。

3　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法人の業務を掌理し執行する。

4　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

5　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（役員の解任）

第23条　　理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、総会の決議に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき

（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（役員の報酬等）

第24条　　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、定時総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　役員には、費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

（特別顧問及び顧問並びに参与）

第25条　この法人に、特別顧問及び顧問並びに参与を10名以内置くことができる。

2　特別顧問及び顧問並びに参与は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3　特別顧問及び顧問並びに参与は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

（事務局）

第26条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、事務局長及び職員を置く。

3　事務局長の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。

4　事務局長は、理事をもって充てることができる。

5　前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第5章　理事会

（構成）

第27条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条　理事会は、次の職務を行う。

（1）　総会に付議すべき事項

（2）　規則の制定、変更及び廃止に関する事項

（3）　この法人の業務執行の決定

（4）　理事の職務執行の監督

（5）　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（1）　重要な財産の処分及び譲り受け

（2）　多額の借財

（3）　重要な使用人の任命及び解任

（4）　従たる事務所その他重要な組織の設置及び廃止

（5）　理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

（開催）

第29条　理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

2　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）　理事長が必要と認めたとき

（2）　理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（3）　監事から招集の請求があったとき

（招集）

第30条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

4　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第31条　　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数等）
第32条　　理事会の開催は、理事の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

（決議）
第33条　　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席により開催された理事会にて、出席理事の過半数をもって行う。

（議事録）
第34条　　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章　　資産及び会計

（資産の構成及び管理）
第35条　　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1） 財産目録に記載された財産
（2） 入会金及び会費
（3） 寄附金品
（4） 事業に伴う収入
（5） 資産から生ずる収入
（6） その他の収入
2　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

（経費の弁済）
第36条　　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）
第37条　　この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第38条　　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（1） 事業報告
（2） 事業報告の附属明細書
（3） 貸借対照表
（4） 損益計算書（正味財産増減計算書）
（5） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（6） 財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）
第39条　　この法人は、剰余金の分配は行わない。

（特別会計）
第40条　　この法人は、収益事業を行う場合又はその他の理由により必要があるときは、理事会の決議を経て特別会計を置くことができる。

（事業年度）
第41条　　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第42条　　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第43条　　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第44条　　この法人の清算に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章　公告の方法

（公告の方法）
第45条　　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章　その他

（定款の施行）
第46条　　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったとき、第41条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の理事長は、矢野正剛とし、最初の業務執行理事は、大島眞美とする。

4　法令及びこの規定に反しない限り、一般社団法人移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は移行後も有効とする。

5. 組織

運営組織図は下表となっています。

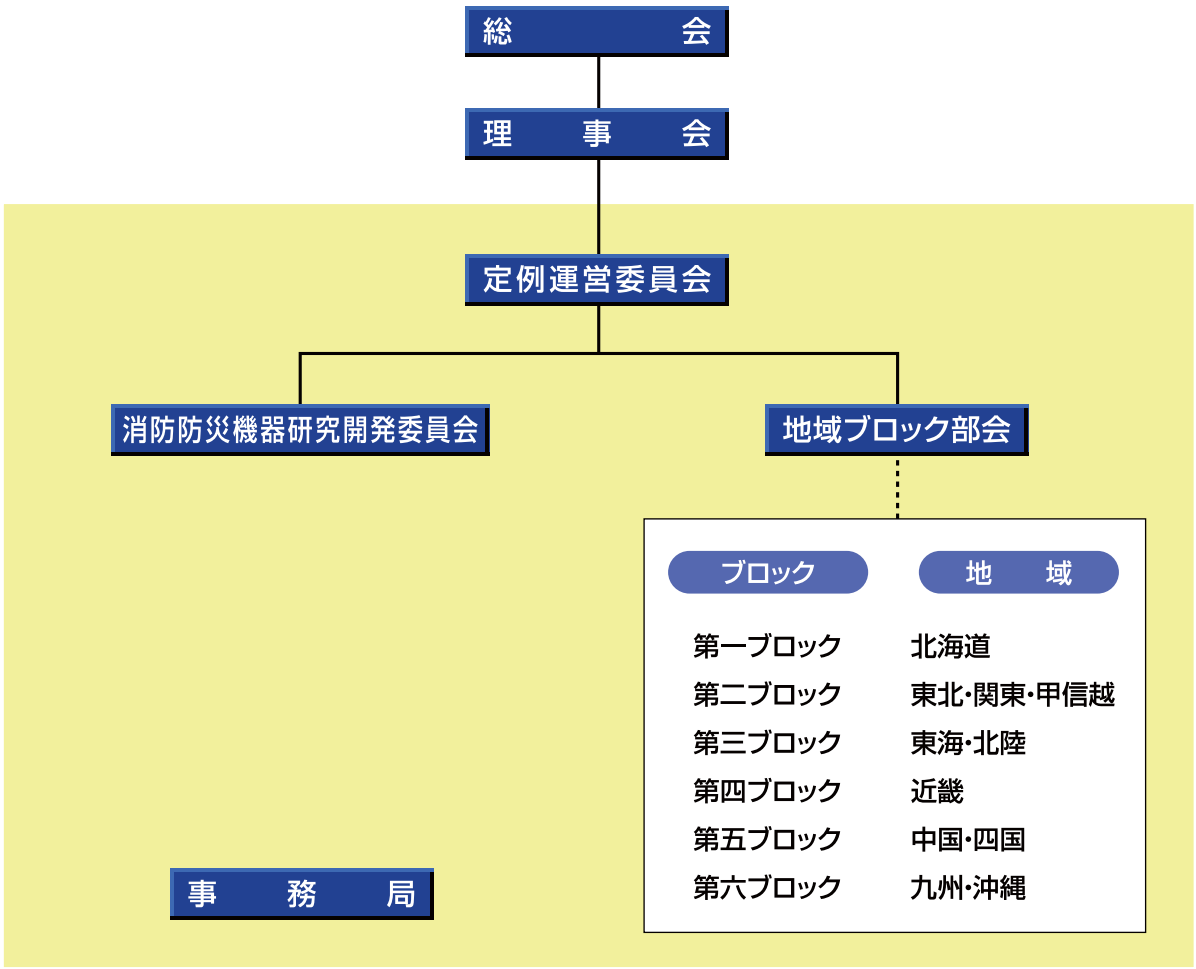

ブロック	地　域
第一ブロック	北海道
第二ブロック	東北・関東・甲信越
第三ブロック	東海・北陸
第四ブロック	近畿
第五ブロック	中国・四国
第六ブロック	九州・沖縄

6.役員及び協会運営

役員は総会において理事25名以内、監事3名が正会員の中から選任されます。ただし理事3名以内及び監事1名は、正会員でない者で、理事会が推薦した者を総会で選任することができます。

（平成24年4月定款改定）

理事長は法人を代表し会務を総理し、理事は理事会を構成し会務を執行し、監事は民法第59条の定める業務を行います。

総会は年一回の定時総会と臨時総会があり、理事会は年二回の通常理事会及び臨時理事会があります。また理事会を開催する月を除く各月には定例運営会議が開催されます。

協会事務処理のため事務局が置かれ、事務局長及び事務職員が在籍しています。

◆平成29年度（一社）全国消防機器販売業協会　役員（理事・監事）名簿

No.	役職名	氏名	企業名	摘要	都道府県
1	理事長	氏家英喜	(株)古川ポンプ製作所		宮城
2	副理事長	臼井潔	(株)ウスイ消防		岐阜
3	副理事長	結城剛	(株)サイボウ		埼玉
4	副理事長	山下保一	タイホ防災工業(株)		大阪
5	副理事長	武者惠吾	晃洋商事(株)		神奈川
6	理事	下出元明	(株)ヤシマ保全	第1ﾌﾞﾛｯｸ長	北海道
7	理事	道畑仁志	(株)スエヒロ	第2ﾌﾞﾛｯｸ長	東京
8	理事	鈴木明彦	(株)ベルテック	第3ﾌﾞﾛｯｸ長	愛知
9	理事	拝師知行	(株)大同	第4ﾌﾞﾛｯｸ長	京都
10	理事	永井健三	(株)プロテック	第5ﾌﾞﾛｯｸ長	広島
11	理事	倉重信一	(株)倉重ポンプ商会	第6ﾌﾞﾛｯｸ長	福岡
12	理事	泰地浩幸	中央防災システム(株)		北海道
13	理事	佐藤栄紀	中央理化工業(株)		東京
14	理事	栗山修	(株)イワナガ		東京
15	理事	髙橋敬一	ユージーメンテナンス(株)		東京
16	理事	諏訪博之	(株)プロサス		東京
17	理事	髙坂光一	高坂防災(株)		新潟
18	理事	矢野正剛	矢野防災設備(株)		三重
19	理事	大槻浩平	大槻ポンプ工業(株)		京都
20	理事	麻生川通夫	真弓興業(株)		大阪
21	理事	木内利幸	木内ポンプ(株)		大阪
22	理事	西銘生治	三輝物産(株)		熊本
23	理事	相浦光男	ユージー・防災設備(株)		福岡
24	常務理事	岡田昇	全消販事務局	事務局長	東京
1	監事	金子勝明	(株)ニッショウ		東京
2	監事	滝田吉宏	援護化学(株)		福島
3	監事	新井一弘	たくま税理士法人		東京

◆定款　第20条・定款施行規則　第2条、8条

役員等 理事　15名以上～25名以内（理事長1名・副理事長5名以内・常務理事3名以内）

監事　3名以内

7.本年度の主な活動

平成29年度　事 業 計 画

(第32期：平成29年 4月 1日 ～ 平成30年 3月31日)

全消販定款第3条(目的)、第4条(事業)を鑑み、平成29年度は以下の事業に取組む。

1.　防火・防災意識向上のための啓発及び普及に関する事業

(1)　家庭における防火・防災機器の普及及び適正な維持管理の啓発
(2)　「119住宅防火・防災設備の整備・点検の日」の推進
(3)　消防庁役職者、上部関係団体役職者による住宅防火に関する講演会・研修会の開催
(4)　消防関係団体役職者との意見交換会の開催
(5)　地域消防防災展への出展

2.　消防機器販売業者の資質向上と組織拡充等の事業

(1)　会員相互の親睦と情報の交換を図る
(2)　各種情報の収集と資料提供及び会報の作成配布
(3)　会員名簿の作成配布
(4)　叙勲・褒章受章の上申
(5)　消防機器開発普及功労者表彰(消防庁長官表彰)の上申
(6)　消防機器等関係者表彰(全国消防機器協会会長表彰)の上申
(7)　全消販理事長功労者、優良従業員表彰制度の運営
(8)　各地域優良企業の加入促進及び会員未加入県の解消
(9)　各地域消防関係団体との連携及び協力

3.　国及び関係機関、関係団体の委員会等への参画及び協力

前年度と同様に以下の関係機関、団体の委員会に参画するとともに、会員へのタイムリーな情報発信を行う。

- 住宅防火対策推進懇談会
- 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会
- 全国消防機器協会理事会
- 社会貢献委員会
- 日本消防検定協会との消防機器業務懇談会
- 全国消防機器協会事務局長会
- 消防防災関係資格者講習運営委員会
- 消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会
- 消火器リサイクルシステム評価推進委員会
- 消火器リサイクル推進センター広報委員会
- 防火安全技術講習運営委員会
- 消防用設備等点検済表示管理委員会
- 消防環境ネットワーク ハロン管理委員会
- 消防機器等製品情報センター運営委員会
- 総合的な住宅防火対策等の啓発に関する検討会議

4.　その他協会の目的達成に必要な事業

(1)　設立30周年記念式典・記念講演会の実施
(2)　設立30周年記念誌の上梓

9. 課題と展望

身近な課題として、住宅用消火器・住宅用火災警報器及び住宅用自動消火装置等の設置普及の充実による防火防災の予防と、住宅火災での死傷者（特に高齢者）の減少に対応する防火思想の啓発が第一課題です。

次に消防機器の使用・保守に対する啓発ですが、同時に不適正な消防機器の点検業者の排除について、主務官庁の早急な具体的対応策の確立と、関係業界間との綿密なる連携による防衛策にての対処も重要課題です。

全体的視野では、当協会は全国都道府県において協会未加入の県に対して完全加入充実にも努力をせねばなりません。

今後共、全国の関係機関及び関係業界にご協力ご鞭撻をお願いいたし、当協会の発展が消防法の精神に則り、社会の安寧秩序を保持し、福祉の増進に資するものであることが最大の責務であると考えています。

10.認定証 及び 既配布品

■優良事業所認定証

■「わが家の消火器具」DVD

社団法人　全国消防機器販売業協会
〒104-0033 東京都中央区新川1-16-7-204
電 話　03(5566)0821(代表)
FAX　03(5566)0823
URL　http://www.zefa.or.jp